

を次のように指定した。

令和3年1月4日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	4.00	35.00	黒部市田家新 919番2	黒部市田家新 915番3	令和2年 10月21日
2	4.02～ 4.03	53.43	下新川郡入善町 芦崎403番5	下新川郡入善町 芦崎402番4	令和2年 11月17日
3	4.00	33.90	氷見市加納 445 番3	氷見市加納 445 番3	令和2年 11月25日

~~~~~  
公 告  
~~~~~

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和3年1月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画道路

（名称） 3・4・443号 中田南北線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

高岡市中田、中田字移田野及び中田字木村の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和3年1月4日から令和3年1月18日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

駐車監視員資格者講習の開催

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定により駐車監視員資格者講習を次のとおり開催するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

令和3年1月4日

富山県公安委員会

委員長 麦 野 英 順

1 講習の開催日時、場所

区分	日 時	場 所
第1日目	令和3年2月16日（火） 午前9時から午後5時までの間	富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部
第2日目	令和3年2月17日（水） 午前9時から午後5時までの間	
修了考査	令和3年2月25日（木） 午前10時から午前11時までの間	

2 受講手続

(1) 申込期限

令和3年1月29日（金）午後5時

(2) 申込先

郵便番号930-8570

富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通指導課

(3) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

駐車監視員資格者講習受講申込書は、令和3年1月4日（月）から同年1月29日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、富山県警察本部交通部交通指導課において交付する。

なお、富山県警察のホームページに掲載する様式の印字使用を可とする。

イ 本人の写真 1枚

受講の申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦3.0cm×横2.4cmの大きさのもの。

ウ 受講手数料 20,000円

富山県収入証紙を申込書下部余白に貼り付けること。

3 申込方法

富山県警察本部交通部交通指導課へ前記「申込みに必要な書類等」を持参又は郵送すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、令和3年1月29日（金）までに必着とすること。

4 その他

受講に当たっては、筆記用具及び受講者本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等）を持参すること。

5 講習に関する問合せ先

富山県警察本部交通部交通指導課

電話 076-441-2211 内線5134、5135